# 資料編

- ・用語集
- ・「桐生市の景観に関するアンケート」集計結果
- ·桐生市景観計画等 策定体制
- ·桐生市景観計画等 策定経過

### 用語集

#### あ行

#### ・オープンスペース

公園・河川・農地など、建造物が建てられていない土地や敷地内の空地の総称。

#### か行

#### •桐生市新生総合計画

当市が議会の議決を経て定める「総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想」で、平成 19 年から 10 カ年計画で策定されています。

・桐生市都市計画マスタープラン

都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づき、当市が定める「都市計画に関する基本的な方針」で、 土地利用や道路・公園・下水道等の都市施設、区画整理事業等の市街地開発事業などの方針につい て、「市の総合計画」及び「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に則して定めます。

#### •区域区分

都市計画区域のうち無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために定める区域の区分で、 市街化区域と市街化調整区域に区分されます。

#### -景観法

平成 16 年に制定された景観に関する総合的な法律。景観に関する基本理念のほか、良好な景観の形成に関する規制・誘導・保全等を図るための規定を設けています。地域の特徴ある景観の形成を推進するため、規制等の詳細は景観行政団体に大きな裁量が与えられています。

#### •景観計画

景観法第8条に規定された、景観行政団体が定める「良好な景観の形成に関する総合的な指針」となる計画で、次の事項を定めることが規定されています。

- ①景観計画の区域
- ②良好な景観の形成に関する方針
- ③良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- ④景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

#### -景観地区

市街地の良好な景観の形成を図るため、景観法に基づいて都市計画に定める地区で、次の事項を定めることが規定されています。

- ①建築物の形態意匠の制限
- ②建築物の高さの限度
- ③壁面の位置の制限
- ④建築物の敷地面積の最低限度

#### -景観協定

特定の地域において、景観法に基づいて土地所有者等の全員の合意により良好な景観の形成に関する事項を協定し、住民が自主的に規制を行うもの。市長の認可を要します。

#### さ行

#### •市街化区域

既に市街地が形成されている区域及び優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

•市街化調整区域

市街化を抑制する区域。

・スプロール

都市の郊外に、虫食い状の無計画・無秩序な宅地が形成されること。

・セットバック

敷地境界から建物壁面などを後退させること。セットバックにより空間のゆとりが生じるため、 開放感の創出や圧迫感の低減に寄与します。

#### た行

• 都市計画区域

都市計画法の基づき、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域として定めるもの。

- ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン) 都市計画法第6条の2に基づき、都道府県が定める方針で、次の事項を定めることが規定されています。
  - ①都市計画の目標
  - ②区域区分の決定の有無と区域区分を定める場合の方針
  - ③土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

#### な行

農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律第6条の規定に基づき指定される、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる地域。当市では新里町、黒保根町に指定されており、旧桐生市には指定がありません。

#### は行

・ファサード

建物の正面の外観のこと。

#### ま行

・マンセル表色系

色彩を定量的に表現する方式の1つ。色を色の3属性(色相・明度・彩度)によって表す。

マンセル値

マンセル表色系により表現した色の値。

例: 2.5YR 3.4/5.7 (左から色相・明度・彩度の値) と記載される。

#### や行

•用途地域

都市計画法第8条に規定する地域地区の1つで、地域における住居の環境保護や業務の利便増進を図ることを目的とした、都市計画の土地利用規制の基本となるもの。都市計画法と建築基準法により建築等の規制・誘導を行うことで、土地利用の純化を図ります。

#### ら行

・ランドマーク

地域において目印となる象徴的な建物等のこと。周辺から望み見ることができる高さのほか、特徴的な意匠、歴史、自然などを有するものがランドマークとなることが多く、重要な景観要素の1つ。

#### わ行

# 桐生市の景観に関するアンケート 調査結果

#### 1. 調査の概要

#### (1) 調査の目的

桐生市では、これまで桐生市都市景観形成基本計画、桐生市都市景観条例(平成6年施行)に基づいて、美しい景観の形成や保全に取り組んできました。

近年では景観に対する関心の高まりから、景観法などが制定され、桐生市においても、これまでの取り組みをより一層推進するため、法に基づく景観計画の策定及び景観条例の改正に向けた取り組みを進めています。

このアンケートは、市民の皆様が景観について日頃感じていることについて広くご意見を伺い、より良い計画を策定できるよう実施したものです。

#### (2) 調査方法

- 対象地域 桐生市全域
- ・調査対象 市内在住の 20 歳以上の方
- · 発 送 数 3.000 人 (旧桐生市 2.400 人、新里町 500 人、黒保根町 100 人)
- ・抽出方法 住民基本台帳から無作為に抽出。
- ・調査方法 郵送で配布し、返信用封筒により郵送で回収。
- ・調査期間 平成 25 年 11 月 1 日から 11 月 20 日まで
- ・調 査 票 巻末の調査票のとおり

#### (3) 回収結果

- 有効発送数 2.994 人(宛先不明による返送 6 通を除いた数)
- 有効回収数 783 人
- 有効回収率 26.2%

#### (4) 備考

このアンケート調査に合わせて、歴史まちづくりに関するアンケートも行っていますが、この場での考察は省略します。

#### 2. 回答者の属性

#### (1) 性別割合

全体 783 人に対し、男性 313 人、女性 470 人となっています。



#### (2) 年齢別割合

20 歳代が 65 人、30 歳代 81 人、40 歳代 109 人、50 歳代 147 人、60 歳代 205 人、70 歳以上 175 人となっています。50 歳以上の回答者が全体の 67%を占めており、やや高齢層に偏りが見られました。



#### (3) 職業別割合

会社員・公務員・団体職員が最も多く 213 人、以下、専業主婦(夫) 153 人、無職 148 人、アルバイト・パート 104 人と続き、この 4 項目で全体の約 8 割を占めています。



#### (4) 居住年数別割合

30 年以上が最も多く 435 人、以下 20 年~30 年未満 133 人、10 年~20 年未満 112 人と続き、この 3 項目 (10 年以上の在住者)で全体の約 9 割を占めています。



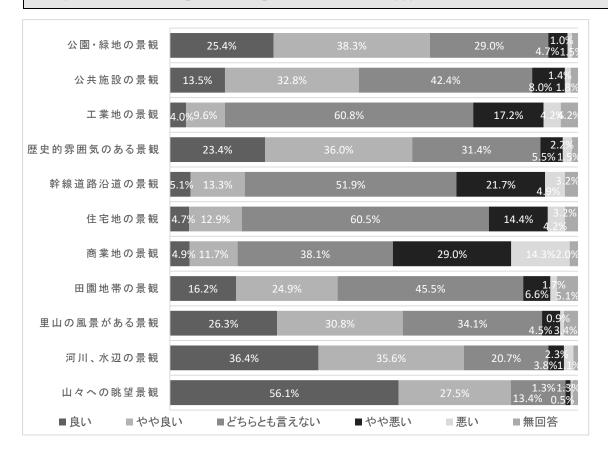
- 3. 桐生市の景観に関する現状に関する設問
- (1) 市全体の景観に対する愛着度
- **問1** 桐生市全体の景観について愛着を感じますか。当てはまる番号に○をしてください。
- ●「少し感じる」が最も多く、48.3%となっています。
- ●「とても感じる」「少し感じる」を合わせると、90.8%となっており、市民の多くは市の景観に愛着を持っている傾向がうかがえます。



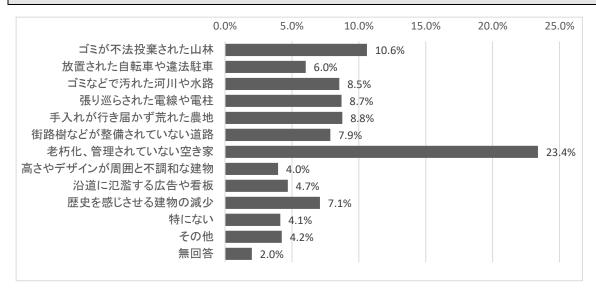
#### (2) 市全体の景観に対する魅力度

問2 桐生市全体の景観についてどれくらい魅力を感じますか。項目ごとに当てはまる番号に○をしてください。

- ●自然景観や歴史景観に関連する項目では、「良い」「やや良い」の合計が 7~9 割と高くなる傾向が見られます。
- ●都市景観に関連する項目では、商業地景観を除いて「どちらともいえない」が最も多くなっています。
- ●商業地景観では「悪い」「やや悪い」の合計が43.3%と評価が低くなっています。



- (3) 市の景観に良好な影響を与えていると感じる建築物や樹木
- 問3 桐生市の景観に良好な影響を与えていると思う建築物、樹木などはありますか。景観に良好な影響を与えていると思う理由も合わせて3つ以内でお書きください。
- ●記述者数は399人(回答者の50.1%)で、様々な意見が寄せられました。
- ●建築物では「有鄰館」や「桐生天満宮」など本町 1·2 丁目周辺の歴史的建物や市内に点在する「のこぎり屋根工場」など桐生の近代化に寄与した建物が多く挙げられていました。
- ●樹木では、「相生運動公園の桜並木」「柄杓山(梅田)の桜」「おかめサクラ(新里)」「お角サクラ(新里)」など市内各地のサクラが多く挙げられていました。
- ●建築物、樹木以外では、「コロンバス通り」「遊園地・動物園」「重伝建地区」などの特徴ある場所 のほか、「渡良瀬川」「渡良瀬川の各橋から望む風景」などが多く挙げられていました。
- (4) 市の景観を損ねていると思うもの
- 問4 桐生市全体で景観を損ねていると思うものはありますか。特に当てはまるものを3つまで選び、番号に○をしてください。
- ●「老朽化、管理されていない空き家」が最も多く、23.4%となっています。
- ●次いで「不法投棄された山林」(10.6%)、「荒れた農地」(8.8%)、「電線や電柱」(8.7%)、「ゴ ミ等で汚れた河川・水路」(8.5%)となっています。



(5) 市内の景観で好ましくない、または魅力が活かされていないと感じる場所

問5 桐生市内の景観で好ましくない、または魅力が活かされていないと感じる場所はどこですか。 好ましくない、または魅力が活かされていない理由も合わせて、3つ以内でお書きください。

- ●記述者数は 401 人(回答者の 51.2%)で、記述内容のうち、記述数上位 6 項目が中心市街地に関する 内容となっており、その数は記述総数の7割を占めていました。
- ●このほかには、「空き地・空き家」「道路のゴミや街路樹の枝」「耕作放棄地」など管理不備の物件に

関することや、周辺と不調和な看板・建物についての記述がありました。

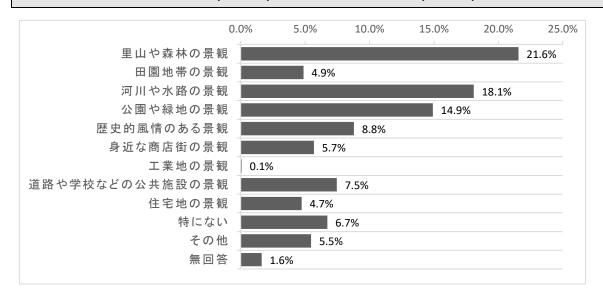
- 4. お住まいの地域の景観に関する設問
- (1) お住まいの地域の景観に愛着を感じるか

**問6** あなたのお住まいの地域の景観について愛着を感じますか。当てはまる番号に○をしてください。

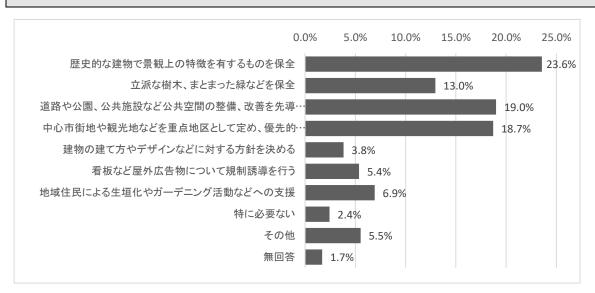
- ●「少し感じる」が最も多く、50.1%となっています。
- ●「とても感じる」と「少し感じる」を合わせると83.4%となっており、市民の多くは住んでいる地域の景観に愛着を持っている傾向がうかがえます。



- (2) お住まいの地域の大切にしたい景観は何か
- 問7 あなたのお住まいの地域について、大切にしたい景観は何ですか。特に当てはまるものを2つまで選び番号に○をしてください。
- ●「里山や森林の景観」が最も多く、21.6%となっています。
- ●次いで「河川や水路の景観」(18.1%)、「公園や緑地の景観」(14.9%)となっています。



- (3) お住まいの地域の景観に良好な影響を与えていると感じる建築物や樹木
- 問8 あなたのお住まいの地域の景観に良好な影響を与えていると思う建築物、樹木などはありますか。景観に良好な影響を与えていると思う理由も合わせて3つ以内でお書きください。
- ●記述者数は 370 人(回答者の 47.3%)で、様々な意見が寄せられました。
- ●建築物では、「桐生明治館(相生町)」「賀茂神社(広沢町)」「桐生天満宮(天神町)」など地域を代表する文化財・社寺が多く挙げられていました。
- ●樹木では、「サクラ」が多く挙げられていたほか、「大銀杏(境野小学校)」などの学校を代表する大樹や「崇禅寺の樹木・庭園(川内町)」「日枝神社のクスノキ(梅田町)」「栗生神社の大杉(黒保根町)」など、社寺の樹木が挙げられていました。
- 5. 景観に関する市の今後の取り組みについての設問
- (1) 市が景観に関して行う必要がある取り組み
- 問9 今後、桐生市は景観に関してどのような取り組みが必要だと思いますか。特に当てはまるものを2つまで選び番号に○をしてください。
- ●「歴史を感じさせる景観上の特徴がある建物を保全する」が最も多く、23.6%となっています。
- ●次いで「道路や公園、公共施設など公共空間の整備、改善を先導的に行う」(19.0%)、「中心市街地や観光地などを重点地区として定め、優先的に景観形成を進める」(18.7%)、「立派な樹木、まとまった緑などを保全する」(13.0%)となっています。

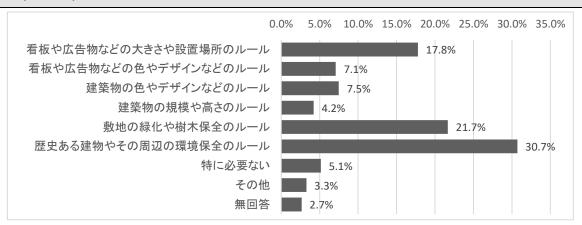


- (2) 良好な景観形成のために何らかの規制・ルールは必要か
- 問10 良好な景観形成のためには何らかの規制・ルールは必要だと思いますか。当てはまる番号に 〇をしてください。
- ●「どちらかといえば必要だと思う」が最も多く、49.9%となっています。
- ●「必要だと思う」と「どちらかといえば必要だと思う」の合計(86.9%)が「必要ないと思う」と「どちら

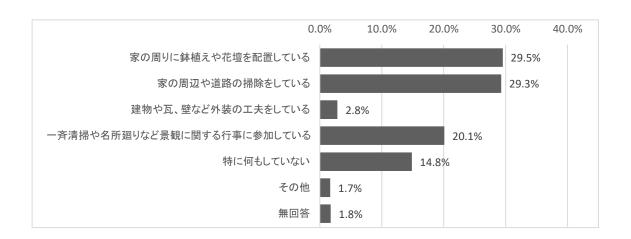
かといえば必要ないと思う」の合計(9.7%)を大きく上回っています。



- (3) 良好な景観づくりを行うために必要なルール
- 問11 良好な景観づくりを行っていくためには、どのようなルールが必要ですか。特に当てはまるものを2つまで選び番号に○をしてください。
- ●「歴史的建物及び周辺の環境保全のルール」が最も多く、30.7%となっています。
- ●次いで「敷地の緑化や樹木保全のルール」(21.7%)、「看板や広告物などの大きさや設置場所のルール」 (17.8%)となっています。



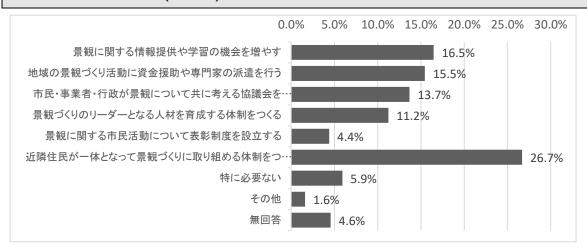
- 6. 市民による景観に関する取り組みについての設問
- (1) 回答者が日常生活において取り組んでいること
- 問12 あなたが日常生活において、景観づくりのために取り組んでいることはありますか。あてはまるもの全ての番号に○をしてください。
- ●「家の周りに鉢植えや花壇を配置している」が最も多く、29.5%となっています。
- ●次いで「家の周辺や道路の掃除をしている」(29.3%)、「一斉清掃や名所廻りなど景観に関する行事に参加している」(20.1%)となっています。
- ●「特に何もしていない」という回答も14.8%ありました。



#### (2) 回答者が景観づくりをしていくために必要な支援策

問13 あなたは今後市民が景観づくりの活動をしていくためには、どのような支援策が必要だと思いますか。特にあてはまるものを2つまで選び番号に○をしてください。

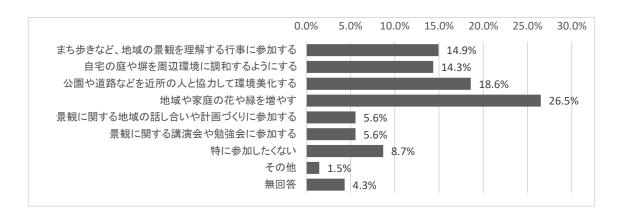
- ●「近隣住民が一体となって景観づくりに取り組める体制をつくる」が最も多く、26.7%となっています。
- ●次いで「景観に関する情報提供や学習機会を増やす」(16.5%)、「地域の景観づくり活動に資金援助や専門家の派遣を行う」(15.5%)となっています。



#### (3) 回答者が今後取り組みたいこと

問14 あなたは今後どのような景観づくりに取り組みたいと思いますか。特にあてはまるものを2つまで選び番号に○をしてください。

- ●「地域や家庭の花や緑を増やす」が最も多く、26.5%となっています。
- ●次いで「公園や道路などを近所の人と協力して環境美化をする」(18.6%)、「まち歩きなど、地域の 景観を理解する行事に参加する」(14.9%)、「自宅の庭や塀を周辺環境と調和するようにする」(14.3%) となっています。
- ●「参加したくない」という回答も8.7%ありました。



#### 7. 自由意見

#### 問**15** その他、景観に関してご意見などありましたら、以下の欄に自由にご記入ください。

- ●自由意見として140件(回答総数の17.9%)の記述があり、様々な意見が寄せられました。
- ●景観に関する意見について分類すると、「まちの活性化に関すること」「市民参画に関すること」「公共 施設に関すること」「景観保全に関すること」「市の景観アピールに関すること」に分類できました。
- ●「まちの活性化に関すること」としては、商店街の活性化、空き家対策、市の活性化、耕作放棄地対策、 地場産業の振興などが挙げられていました。
- ●「公共施設に関すること」としては、道路管理(雑草、ベンチ、街路樹など)の徹底、電線類の地中化、 河川堤防への桜の植樹、大規模公園の整備、緑道の整備、街灯の整備、公衆トイレの管理徹底などが挙 げられていました。
- ●「景観保全に関すること」としては、歴史景観の保全・整備、自然環境の保全、景観(色彩・意匠・看板等)の統一、開発等に伴う樹木伐採の抑制、野立て看板の禁止などが挙げられていました。
- ●「市の景観アピールに関すること」としては、歴史景観の PR、わたらせ渓谷鉄道の観光 PR、映画ロケ地の活用などが挙げられていました。

# 桐生市景観計画等策定体制

# 1. 桐生市景観計画策定委員会 委員(敬称略)

役 職 名	氏 名	備  考
会 長	及川 康	東洋大学理工学部都市環境デザイン学科 准教授
職務代理	久保田 恵美子	桐生大学短期大学部アートデザイン学科 教授
委 員	蟹江 好弘	足利工業大学 常勤理事
委 員	池田 和夫	(一社)群馬建築士会桐生支部
委 員	駒場 功	桐生市みどりと花の会
委 員	荒島 スミ子	ファッションデザイナー
委 員	人見 武男	桐生市議会議員(平成 25 年 9 月~平成 27 年 7 月)
委 員	渡辺 修	桐生市議会議員(平成 25 年 9 月~平成 27 年 7 月)
委 員	荒木 恵司	桐生市議会議員(平成 25 年 9 月~平成 27 年 7 月)
委 員	伏木 康雄	桐生市議会議員
委 員	工藤 英人	桐生市議会議員(平成 27 年 8 月〜策定完了まで)
委 員	田島忠一	桐生市議会議員(平成 27 年 8 月〜策定完了まで)
委 員	久保田 裕一	桐生市議会議員(平成 27 年 8 月〜策定完了まで)
委 員	若田部 純一	桐生土木事務所長(平成 25年9月~平成 27年3月)
委 員	松岡 利一	桐生土木事務所長(平成 27 年 4 月〜策定完了まで)

<sup>※</sup>策定委員会の設置については、桐生市都市景観条例第8条第4項の規定により、「桐生都市景観 形成基本計画の変更にあたっては、あらかじめ桐生市都市景観審議会の意見を聴かなければなら ない」ことを踏まえ、桐生市都市景観審議会を策定委員会として策定を行いました。

<sup>※</sup>任期の記載がない方の任期は、設置から策定完了までとなります。

# 2. 桐生市景観計画庁内検討委員会 委員

役	職	所 属	平成 25	5 年度	平成	26 年度	平成	27 年度
委員長		都市整備部長	柳田 政	妣	柳田	政弘	對比地	也一明
副委員長		都市計画課長	武井 适	き	武井	達夫	小澤	悟
委	員	企画課長	新井 禾	J幸	和佐田	直樹	和佐田	日直樹
委	員	重伝建まちづくり課長	佐瀬 朋	勝彦	鈴木	宏	鈴木	宏
委	員	総務課長	青木 哲	Ī	青木	哲	青木	哲
委	員	財政課長	桂川 🏻	E幸	戸部	裕幸	戸部	裕幸
委	員	環境課長	小島は	=	田村	和裕	富澤	広幸
委	員	福祉課長	大津 豊	<b>基</b> 之	助川	直樹	助川	直樹
委	員	産業政策課長	田村和	俗	関口	郁雄	関口	郁雄
委	員	農業振興課長	田村 🏻	E夫	南山	圭一	南山	圭一
委	員	土木課長	中島数	女明	小澤	悟	坂本	英樹
委	員	公園緑地課長	丸山 朋	<b>#</b>	丸山	勝	下山	達矢
委	員	建築住宅課長	藤生	· 村	藤生	英樹	藤生	英樹
委	員	新里支所地域振興整備課長	谷 毎	如明	谷	敏明	篠原	章
委	員	黒保根支所地域振興整備課長	小林 靖	<b></b>	星野	健司	星野	健司
委	員	水道局工務課長	矢野 矢	彦	矢野	知彦	矢野	知彦
委	員	教育委員会総務課長	宮山始	4	佐復	正志	小泉	仁彦
委	員	教育委員会スポーツ体育課長	久我 毎	奴雅	小泉	仁彦	新井	敏彦
委	員	教育委員会文化財保護課長	小関	<u>Z</u> —	小関	賢一	小関	賢一

(平成25年9月1日施行)

#### (設置)

第1条 桐生市景観計画(景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項に規定する景観計画をいう。以下「景観計画」という。)の策定に関し必要な事項の調査、検討及び調整のため、桐生市景観計画庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

- 第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 景観計画の原案の検討及び庁内の調整に関すること。
  - (2) その他景観計画の策定に関し必要な事項に関すること。

#### (組織)

第3条 委員会は、別表の職にある者をもって組織する。

#### (委員会)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
  - 2 委員長には都市整備部長を、副委員長には都市計画課長をもって充てる。
  - 3 委員長は、会議を総括し、会議の議長を務める。
  - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
  - 5 会議は、委員長が必要に応じて招集する。

#### (任期)

第5条 委員の任期は、景観計画の策定が完了するまでの期間とする。

#### (事務局)

第6条 委員会の事務局は、都市整備部都市計画課に置く。

#### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

#### 別表(第3条関係)

職名	職名	職名
都市整備部長	都市計画課長	企画課長
重伝建まちづくり課長	総務課長	財政課長
環境課長	福祉課長	産業政策課長
農業振興課長	土木課長	公園緑地課長
建築住宅課長	新里支所地域振興整備課長	黒保根支所地域振興整備課長
水道局工務課長	教育総務課長	スポーツ体育課長

# 桐生市景観計画 策定経過

年月日		内 容	備考
平	4月1日	桐生市が景観行政団体となる。	
成 2 5 年	9月1日	桐生市景観計画策定委員会を設置。	
	9月1日	桐生市景観計画庁内検討委員会を設置。	
	9月26日	第 1 回桐生市景観計画庁内検討委員会を開催。	
	10月8日	第 1 回桐生市景観計画策定委員会を開催。	
	11月1日	「桐生市の景観・歴史まちづくりに関するアンケート」	
	~11月20日	を実施。	
平	2月19日	第 2 回桐生市景観計画庁内検討委員会を開催。	
平成26年	3月7日	第 2 回桐生市景観計画策定委員会を開催。	
6 年	5月30日	第 3 回桐生市景観計画庁内検討委員会を開催。	
	6月30日	第 3 回桐生市景観計画策定委員会を開催。	
	7月~10月	市内全域の色彩調査を抽出調査により実施。	1485物件3036色
	10月21日	第 4 回桐生市景観計画庁内検討委員会を開催。	
	11月20日	第 4 回桐生市景観計画策定委員会を開催。	
平	1月27日	第 5 回桐生市景観計画庁内検討委員会を開催。	
平 成 2 7	2月19日	第 5 回桐生市景観計画策定委員会を開催。	
7 年	3月6日	桐生市景観計画及び桐生市景観条例、桐生市景観条例施行	
		規則並びに桐生市景観審議会運営規則の原案に関する中間	
		答申を受ける。	
	3月11日	桐生市景観計画及び桐生市景観条例、桐生市景観条例施行	
		規則並びに桐生市景観審議会運営規則の原案を決定。	
	7月10日	桐生市市民の意見提出手続に関する条例に基づき、桐生市	意見の提出件数
	~8月10日	景観条例(原案)、桐生市景観計画(原案)について意見提出手	条例:1名33件
		続を実施。	計画:1名79件
	7月15日	住民・事業者を対象に説明会を開催。	出席者数内訳
	16日	(住民対象)	15日 18人
	22日	7月15日午後7時から 新里総合センター第1会議室	16日 5人
	23 日	7月16日午後7時から 市役所本庁舎605会議室	22日 37人
		7月23日午後7時から 山村開発センター研修集会室	23日 23人
		(事業者対象)	※16 日は台風によ
		7月22日午後7時から 市役所本庁舎605会議室	り荒天

平 成 2 7 年	9月1日	第6回桐生市景観計画庁内検討委員会の開催通知と併せ、	
		住民意見反映措置の結果の取扱いについて、桐生市景観計画	
		庁内検討委員会委員へ意見を求める。	
	9月14日	平成27年9月1日付で桐生市景観計画庁内検討委員会委	
		員へ意見を求めた件について、委員から意見の提出が無かっ	
		たため、第6回桐生市景観計画庁内検討委員会は本書面協議	
		により協議を了したものとし、会議の開催は中止する。	
	10月15日	第6回桐生市景観計画策定委員会を開催。	
		住民意見反映措置の結果を踏まえ、景観計画・景観条例を	
		原案のまま案とする事について承認。	
	12月16日	桐生市景観条例が桐生市議会において可決される。	
	12月22日	第 57 回桐生市都市計画審議会に桐生市景観計画(案)を諮	
		問し、承認を得る。	
平	1月25日	桐生市景観計画を決定。	
平成28年	4月1日	桐生市景観条例及び桐生市景観計画を施行。	
8  年			

# 桐生市景観計画

平成28年4月1日発行 桐生市都市整備部都市計画課 〒376-8501

群馬県桐生市織姫町1番1号 TEL: 0277-46-1111(代表)